学校再編地域協議会の組織と運営について　資料１

※三田市立学校再編地域協議会設置要綱より

１　概　要

① 目的

長坂中学校の小規模化の課題を解消するとともに、よりよい教育環境の充実をめざし、学校再編(統合)について、対象校区内の地域としての意見をとりまとめるため、地域協議会を設置します。

②協議内容

再編の是非、再編の時期、通学手段、その他、再編に関する課題のとりまとめを行います。

２　委員構成

・当協議会は、小学校、中学校の保護者代表、区・自治会等地域代表、その他、教育委員会が特に必要と認める者、再編対象校の学校長の１０名で組織します。

※複数年となる場合は継続できる方が望ましいと考えますが、実情に応じて交代等も可。

３　協議期間

・原則２年を限度とします。

ただし教育委員会が特に必要と認めたときは、協議期間を延長します。

４　委員の役割

・再編についてご意見をいただきたいこと。

・地域協議会の状況を、地域、保護者の皆さまにお伝えいただくこと。など

５　会長・副会長について

・協議会に会長１名、副会長若干名を置き、委員の互選により定めることとなっています。

・会長は会務を総理し、協議会を代表します。

・協議会が会長を置かないことを決定した場合は、会長及び副会長を置かないことができます。

・会長・副会長を置かない場合は、事務局（学校再編課）が、その事務（進行等）を代理します。

６　会議の成立

・協議会は、委員の過半数の出席で成立することになります。

７　会議録の作成について

・会議録は「附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱」に基づき作成します。

・会議録の発言者には委員名は記載せず「委員」のみ記載します。

・出欠委員の欄には、フルネームではなく名字のみ（〇〇委員）掲載します。

・会議録については、事前に各委員に送付し、修正等があるか確認していただきます。